

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：キラッとキッズ保育園	種別：小規模保育事業所A型	
代表者氏名：松野 枝美果	定員（利用人数）：12名（12名）	
所在地：愛知県小牧市新町3丁目297番地		
TEL： 0568-43-2339		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成27年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 キラッと		
職員数	常勤職員：3名	非常勤職員：9名
専門職員	（管理者）1名	（園長）1名
	（保育士）10名	（調理員）3名
	（事務職員）1名	（看護師）1名
施設・設備の概要	（居室数）1室	（設備等）保育室・乳児室・調理室
		休憩室・トイレ

③理念・基本方針

★理念

安心して預けられる保育、安全な保育、健やかな子どもたちを育める保育

★基本方針

・保護者とともに子どもの成長の喜びを共有できるようにします。子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力が向上していくよう、適切に支援することを心がけます。

・子どもの生活リズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境づくりをします。子どもが自発的、意欲的にかかわれるように安全に留意した環境を構成し、子どもの主体的な活動や子どもと相互のかかわりが十分にできるようにします。

・子どもの発達について理解し、ひとりひとりの発達に応じた保育を展開します。子どもの発達状況や家庭環境及び地域での生活実態を把握し、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの思いや願いを受け止めるようにしていきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・定員12名の小規模保育園です。メンタルケアカウンセラーが子どもたちの心身の発達を見守り、保護者、家庭、地域専門機関と連携を取り、アットホームな雰囲気の中「安心・安全」な環境の中保育を行っています。
- ・子どもの心の声に耳を傾け、さまざまな体験をする中で、個々の成長を大切にし、その中で、集団での関りを大切にしています。
- ・園児の様子を毎日写真付き連絡帳で日々の活動や様子を伝えています。
- ・1カ月の活動内容の中で外部講師を招いて、リトミック英会話を取り入れています。
- ・年に2回保護者との交流も交えて、行事を行っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年5月26日（契約日）～ 令和8年1月26日（評価確定日） 【令和7年10月28日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園の運営姿勢と職員体制

法人理念に基づき、保育の質の向上と地域貢献の両立を目指した運営がなされている。理念や基本方針は文書や説明会で明確に周知され、職員全体で共有している。OJTや外部研修を通じ、専門性向上を図る等の育成体制が整い、園長を中心に経営改善や働きやすい職場環境づくりにも取り組んでいる。職員雇用も安定しており、風通しの良い職場風土が形成されている。

◆地域との連携・地域福祉への寄与

児童館や多世代交流プラザ内の子育て世代包括支援センターを活用し、ボランティア団体との協働や市のイベントへの参加等、地域とのつながりを重視した取組みを展開している。地域に根ざした保育実践は地域福祉の推進に寄与するものであり、今後も継続的に取り組んでいくことで、さらなる発展が期待される。地域の声を事業運営に反映させようとの意識が強く、法人を挙げて地域福祉への貢献を目指している。

◆職員間の意思疎通・連携

職員数が多くないことや、一つの保育室で保育を行う体制であることから、調理員を含めた職員全員で、密なコミュニケーションが取れている。職員関係が良好であり、子どもの情報共有がスムーズに行われ、保育場面では職員同士が阿吽の呼吸でフォローしあえている。お互いの状況を把握しやすいため、時間的にも精神的にも余裕が生まれ、子どもへの関わりにも穏やかさが現れている。今後もこうした職員間の意思疎通と連携を維持していくことが望まれる。

◆保護者との良好な関係

園児数・保護者数が多くないこともあり、どの職員が対応しても一貫した姿勢で接していることから、保護者の信頼は大きい。園長、主任、正規職員、パート職員、調理員といった役割分担が明確であり、相談内容に応じて相談相手を選べる環境となっている。そのため、「話を聞いてもらえない」とか「相談しづらい」といった不安が生じにくく、安心して子どもを預けられる状況が整っている。今後も保護者との良好な関係を維持していくことが期待される。

◇改善を求められる点

◆計画策定・人材育成・内部統制に関する課題

計画や方針の体系的な文書化、PDCAサイクルの確立が今後の課題である。理念や基本方針は共有されているものの、中・長期計画や単年度計画における数値目標や成果指標の設定が十分ではなく、計画的な検証・見直しの仕組みづくりが求められる。加えて、職員の目標設定や個別面談の定期化、育成計画の明確化等、人材育成における評価・フォロー体制の強化も必要である。教育・研修の体系化や研修履歴の整備、実習生受入れや専門職育成の体制構築も課題として挙げられる。経営面では、事務・経理・職務分掌等の文書化や内部統制の明確化を進め、運営の透明性を高めることが望まれる。

◆地域連携の整理と公益的活動の計画化

地域との連携について、把握した福祉ニーズを整理・共有し、公益的活動を計画的に展開することが求められる。これにより、地域に対する実効性のある貢献につながることを期待される。

◆マニュアルの取扱い、共通理解

職員間の意思疎通や連携は日常の会話を中心としたコミュニケーションで図られており、文書を通じて共通理解を深める機会が少ない状況にある。保育実践の基盤となるマニュアルや標準的な実施方法の整備を進め、共通文書を用いて根本的な考え方を共有することで、理解の統一が図られ、文書による意思疎通も促進される。こうした取組みは、職員がより自信をもって保育実践に向き合うことにつながる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

確かなチーム作りと見える化を今後どのように取り組んでいくかが課題である。見える化をしていくことで効率よく仕事を行い、保護者に安心感と信頼感を持ってもらうため、保育の質を共有し、常に振り返りを行っていききたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 法人の理念及び基本方針は明文化され、「入園のしおり」や「重要事項説明書」、ホームページ等に掲載し、職員・保護者双方への周知を図っている。職員には、年度初めや全体ミーティング、社内研修等の機会を通じて共有し、理念理解の促進に努めている。保護者には入園説明会や保護者説明会等で資料を用いて説明し、理解を深めている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・②・c
<コメント> 社会福祉事業の動向や地域の子どもの数、利用者像を把握し、保育ニーズと経営環境の変化を踏まえて分析している。財務状況は法人本部や税理士と連携し、決算単位で確認している。年度初めや職員会議で情報を共有し、理解を深めている。今後は、中・長期的なビジョンを基礎とした計画づくりを一層進めることが求められる。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・③・c
<コメント> 保育内容や組織体制、設備整備、職員体制、人材育成、財務状況を分析し、課題を明確にして改善へ向けた取り組みを進めている。経営状況や課題は役員で共有し、職員にも周知しており、組織全体で共通認識をもって対応している点は評価できる。今後は、経営環境の変化を踏まえ、課題整理と取り組みの検証を重ねることで、改善の循環をより確かなものにすることが望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・④・c
<コメント> 理念や基本方針の実現に向けて中・長期の目標を設定し、経営課題の改善や職員体制、施設整備の方向性を検討している。収支計画は、予算書により一定の見通しを示している点が評価できる。一方で、事業計画としての文書化は進んでおらず、数値目標や成果指標を用いた計画づくりと実施状況の評価を行う仕組みの整備が今後の課題である。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・⑤・c
<コメント> 単年度の事業計画は、保育の実施、人事、研修、安全対策、地域連携等の具体的内容が示され、行事計画に留まらない点が評価できる。一方で、中・長期計画との整合性や数値目標、成果指標の設定には至っていない。今後は、文書化を進めて計画の位置づけを明確にし、実施状況を検証できる体制の構築が求められる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画は、毎月の職員会議で意見を反映させながら策定しており、処遇改善や手当の説明を含め、職員へ周知している点が評価できる。保護者アンケートも年1回実施し、意見収集に努めている。一方で、実施状況の把握や評価・見直しの手順、責任体制、記録様式は明確化されていない。今後は、これらを文書化し、計画の進行を検証できる仕組みの構築が求められる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画の主な内容は、入園説明会や「園だより」で保護者へ周知され、「入園のしおり」や「重要事項説明書」、「保育委託契約書」の配付により理解を促している。保護者会での説明を通じ、参加意識の向上にも取り組んでいる。一方で、事業計画を分かりやすく示す工夫や資料整備は途上であり、説明方法の充実と継続した情報共有体制の強化に期待したい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 保育の質向上に向け、PDCAサイクルに基づく取組みが組織的に行われており、園全体での自己評価や年1回の保護者アンケート、ミーティングでの書面記録による振返りが実施されている。今年度は初めて第三者評価を受審し、外部の視点を取り入れている。評価結果の分析や改善後の再点検体制は途上であり、継続的な改善の仕組みづくりが求められる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	⑨ ・ b ・ c
<コメント> 評価結果を踏まえて課題を分析し、職員間で共有しながら改善策を検討・実施している。課題や改善内容は定期的なミーティングで整理され、職員が参画して計画的に取組みを進めている。今回の第三者評価の受審結果を踏まえた改善にも着手を予定している。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 園長は経営・管理に関する方針と取組みを示し、年度初めの職員会議や全体会議で職員への表明と理解の促進に努めている。防災・防犯・保健衛生管理等のマニュアルを整備し、緊急時の指揮や判断体制を明確にしている。一方で、職務分掌の文書化は途上であり、これらの整備を進めることでより適切な運営が図られる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<コメント> 法人代表と園長は、法令遵守の重要性を踏まえ、弁護士・税理士・社会保険労務士との顧問契約により、適正な運営体制を維持している。市の小規模保育施設長会や社内研修では、法令に関する情報提供を行い、職員へは書類回覧やSNSで周知している。一方で、外部研修の活用や同業者団体からの情報収集、法令資料の整理・保管体制は途上であり、今後の整備が望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	ⓐ	・b・c
<コメント> 園長は、保育の質の向上に強い意欲をもち、園内研究テーマを通じて理念の浸透と職員全体の目標共有を図っている。また、療育に関する取組みを含め、課題の改善に向けた具体的な方針を示し、OJTや文書回覧、SNSを活用して情報共有を行っている。さらに、研修会への参加を通じて知識を深め、職員の教育・研修の充実を図っている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	ⓐ	・b・c
<コメント> 園長は経営改善や業務の実効性向上を目的に、財務・人事・労務の分析を行い、処遇改善や勤務シフトの調整、人員配置への配慮を通じて、働きやすい環境づくりを進めている。事務時間の確保等、効率的な運営も意識し、組織全体に改善意識を浸透させている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	ⓑ・c
<コメント> 必要な福祉人材の確保に向け、職員からの紹介や長期勤務者の定着により安定した人員体制を維持している。採用活動では、専門性のある人材を確保し、法人として継続的な人材確保に取り組んでいる。一方で、人材確保・育成の基本方針や計画の文書化、計画的な育成体制は途上であり、将来を見据えた育成計画の整備が求められる。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<コメント> 法人の理念・基本方針に基づき、期待する職員像を明確にし、一定の人事基準により職員の専門性や職務遂行能力を評価している。処遇改善の必要性を踏まえた分析を行い、職員の意欲向上に努めている。一方で、採用・配置・昇格等に関する人事基準の明確化や、職員の意向を反映したキャリア形成支援、目標管理制度の運用等、総合的な人事管理体制の構築が課題となる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の有給休暇取得や時間外労働の状況を把握し、手書きによる勤怠管理の下、労務環境の整備に努めている。残業をなくし、仕事の持帰りを禁止する等、心身の健康とワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりを進めている。職員間の風通しも良く、意見交換がしやすい環境が整っている。職員の離職が少なく、安定した雇用が継続しており、働きやすい職場環境と言える。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>法人として「期待する職員像」を示し、「自己評価シート」を活用して職員の意識向上を図っている。年1回の個別面談では、育成に関する意向の把握や助言を行い、職員との良好なコミュニケーションを確保している。一方で、目標設定や中間面談等、成長を継続的に支援する仕組みは整備途上である。今後は、キャリア形成を見据えた育成計画を体系的に構築することが望まれる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人としての「期待する職員像」を基本方針の中で明確にし、保育の内容や目標を踏まえて必要な専門性や資格の方向性を示している。これにより、職員が求められる役割を理解し、日々の保育実践に反映させている。一方で、教育・研修計画の策定や実施、研修内容の評価・見直しといった継続的な育成サイクルは整備途上である。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの知識や技術水準、資格状況を把握し、経験や習熟度に応じたOJTを実施している。また、市や外部機関による研修情報を共有し、職員の研修参加を積極的に支援している。非正規のパート職員にも研修参加の機会を設け、全職員が学びを深められる環境づくりが進められている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の離職が少なく、安定した職場環境が維持されており、法人全体としてはグループ園において新規卒業生の受入れを行い、実習生受入れに関するマニュアルやプログラムを整備している。一方で、園では法人内での実習生受入れ体制や専門職育成方針の共有を、中長期計画に基づいて構築していくことが課題である。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>事務・経理・取引等に関するルールや職務分掌、権限・責任を明確にし、職員への周知を図っている。また、顧問税理士による定期的な確認や助言を受け、経営状況の健全化と透明性の確保に努めている。さらに、外部専門家の指摘事項を踏まえた改善にも取り組んでいる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>事務・経理・取引等に関するルールや職務分掌、権限・責任を明確にし、職員に周知している。また、予算書の作成や現金取扱いの管理を適切に行い、顧問税理士による支援や監査結果を踏まえた経営改善にも取り組んでいる。一方で、事務・経理関連のルールや職務分掌等の文書化は今後の課題である。今後は、内部統制の明確化と文書管理体制の整備を進めることが望まれる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>児童館の利用や地域イベントへの参加、ボランティア団体への無料レンタルスペースの提供等を通じ、地域との交流を積極的に推進している。また、多世代交流プラザ内の子育て世代包括支援センターを活用し、保護者や地域住民とのつながりを深めている。一方で、地域との関わりに関する基本的な考え方や体制の文書化、行事参加の機会拡大は今後の課題である。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>近隣中学校からの職場体験を年1回受け入れ、事前に学校および職員との打合わせを行う等、ボランティアの受入れ体制を整えている。また、ボランティアに対し、子どもとの関わり方に関する支援を行い、交流の機会を大切にしている。一方で、ボランティアの受入れに関する基本姿勢の明文化や、登録手続・事前説明を含むマニュアル整備は今後の課題である。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>子どもと散歩へ出掛ける際には、ティッシュケース内に関係機関等の「緊急連絡先リスト」を携行し、危急の事態にも迅速かつ確に対応できるよう工夫している。このような日常の保育活動の中に安全管理を組み込む取組は実践的であり、危機対応意識の高さがうかがえる。園全体で安全確保への意識を共有し、子どもが安心して地域と関われる環境づくりを推進している。</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>市のボランティア団体やイベントへの参加を通して、地域住民や関係機関との交流を深め、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。これらの取組により、地域とのつながりが強化され、保育所としての社会的役割を果たしている。また、地域の声を事業運営に生かそうとする姿勢が見られる。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>カウンセリングの実施や保健センターの相談員としての活動を通じて、地域の子どもや家庭が抱える課題に寄り添い、福祉向上に貢献している。これらの取組みは、地域住民の安心につながる実践的な支援として機能している。一方で、把握した福祉ニーズに基づく具体的な事業・活動の計画化や、専門的な知識・情報を地域へ還元する仕組みは今後の課題である。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育の基本方針は「入園のしおり」に記載されており、説明文を読むことで理解できる内容となっている。子どもの人権や性差別に配慮した保育については、着替え時の目隠しシートの設置や国外にルーツを持つ子どもには、母国語での挨拶を行い、不安の払拭に努めている。保護者への周知のためにも、分かりやすい文章表現を検討することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護や虐待を含む人権擁護については、「危機管理マニュアル」の中に記載されている。年に1度、マニュアル内の項目についての説明、確認、周知が、非正規のパート職員や調理員も含めた全職員対象の社内研修で行われている。1保育室で全園児を保育しているため、子どもの人権やプライバシーを守るために、手作りのパーテーションが使われている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な情報はホームページで公開され、小牧市主催の「子育て知って楽しい！情報Week」でのポスター掲示も行っている。保育所の利用希望者や見学者には、園長が「入園のしおり」を基に説明し、保育室内の見学では、実物を通して必要なことを伝えている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>入園が決定した保護者への説明は、日程調整をして、「入園のしおり」に基づいて個別に行っている。保護者人数も多くないため、変更については口頭で全員に説明できている。保護者の「同意書」についても、2部作成して保護者が割り印を押し、双方が保管している。「入園のしおり」については、年度末に見直している。配慮が必要な保護者への対応は園長と主任が行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳児からの保育については、全員が他園に転入園するため、引継ぎ文書「子どもの姿」を定めている。保育園への転園については引継ぎ文書を作成し、連携を取っている。転入先からの問い合わせがあれば、口頭での対応も行っている。保護者も職員も人数が少なく、全員が顔見知りの関係にあり、保護者は話しやすい職員に相談するが、その内容は園内で確実に共有されている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者満足の把握は、毎日の送迎時での会話や「連絡帳」で行っている。年に1度、全保護者との個人懇談を行っており、その場でも保護者の声を聞くことができる。保護者と対面で話をするを大切にしており、保護者の表情を読み取りながら対話し、より本音を伝えてもらいやすくなっている。保護者からの相談や意見は、職員から園長、園長から職員全員に伝えられ、共有される。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整えられ、「入園のしおり」への記載により保護者周知が図られている。対応は「危機管理マニュアル」に記載されているが、近年苦情の受付がないため、苦情解決の体制や流れ等、再度職員に周知することが望まれる。過去の苦情の記録は残っている。保護者は相談や意見の内容により、相談相手を決めていて、対応が必要な事項は正規職員に相談している。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p><コメント> 保護者数も職員数も多くないため、職員と保護者との距離が近く、誰にでも相談できる雰囲気がある。また、どの職員に相談しても、情報が共有されていることで、保護者の安心感にも繋がっている。個別での相談は別室で行い、正規職員が対応している。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 職員各自が受けた相談について、正規職員、主任、園長への報告、ミーティング内での検討、職員周知等、暗黙の了解で行われている。現状は問題なく、保護者からの相談が受け止められているが、相談の流れや記録等について、誰もが確認ができるよう、マニュアルの作成が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「危機管理マニュアル」の中の「安全対策」があり、「事故防止マニュアル」も整備されている。職員作成の「ヒヤリハット事例」や「事故報告書」を基に原因分析や対応策の検討を行い、職員への周知を図っている。年に1度、マニュアルに基づいた職員研修を実施している。職員の使いやすさを考慮し、イラストによるマニュアルやフローチャートの作成を検討している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p><コメント> 感染症の予防と対応については、「衛生管理マニュアル」が整備されている。年1度の社内研修で職員周知と確認をしている。感性症の発生が多くなる時期には、ミーティングでも確認している。室内の清掃、玩具の消毒等、日々の衛生管理にも気をつけている。看護師にアドバイスを受けることもできるため、園全体で衛生的な保育環境を整えられるようになっている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 災害時の対応として、火災や地震等の避難訓練を実施し、「通報フローチャート」を作成している。地震想定での避難訓練では、園内のみならず、公園での保育場面、食事場面、昼寝場面等、様々な場面を想定している。子どもの数は多くはないが、全員が3歳未満児であり、少ない職員でどのように避難するのか、を考慮して訓練を行っている。備蓄リストの早期の整備が待たれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 各々のマニュアルは園内で管理されており、研修資料や会議資料は職員各自が管理している。職員全員での統一された標準的な実施方法の作成にまでは至っていない。マニュアルや研修資料等、既存の資料を活用しながら、標準的な実施方法の作成を検討されたい。実際の保育は、職員間のコミュニケーションが密に行われていることで、意思疎通が図られている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 不定期ではあるが、マニュアルは法人代表と園長が中心になり見直し、変更がされている。研修資料や職員会議資料は、その時々に合わせて作成されているため、最新の情報が提示されている。前項目（保40）での評価にもあるように、職員全員が統一の標準的な実施方法で保育し、評価・反省をしていくことが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉗ ・ b ・ c
<p><コメント> アセスメントは保護者が記入した「個別管理票」を基に、入園面談を園長が行い、入園後、正規職員が確認をしている。3歳未満児が入所対象の保育園のため、保護者の意向も聞き取りながら、全員の個別の指導計画が立案されている。離乳食の進め方では、国外にルーツを持つ保護者には、家庭での写真や園での写真を用いて、意思疎通や意向の確認をする等の工夫も見られる。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉘ ・ c
<p><コメント> 指導計画の作成は、担当園児について保育者が作成している。園児全員が1保育室で保育を受けていることで場面共有もしやすく、ミーティングでの情報共有もできており、指導計画の作成は保育者に任せられている。不定期ではあるが、主任、園長が確認することもある。指導計画の見直しについて、誰もが適切に作成できるよう、見直しの仕組みを文書化されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉙ ・ c
<p><コメント> 「個別管理票」と「母子手帳」のコピーで、子どもの発達状態や生活状況を把握し、ミーティング等で情報を共有している。記入内容の指導は、主任が作成者に口頭で行っているが、ひらがな表記や絵文字表記等を避けるためにも、「記録要領」の作成を検討されたい。現状は紙面での記録作成、記録保存で問題はないが、今後はICT化を進めて行く意向である。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉚ ・ c
<p><コメント> 個人情報保護の観点から、子どもの記録についての取扱いや保存期間等が定められている。「個人情報保護」という文言は記載されていないが、「入園のしおり」で取扱いや保存期間は保護者に周知している。「個人情報保護規程」についての研修を通じた職員周知も検討されたい。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」が作成されている。内容について、保育理念の明確な表記、長時間保育、地域との交流、個別に対応に必要な子どもへの取組み等、より具体的に表記することで、誰が見ても分かりやすい「保育の全体的な計画」になると考えられる。保育の基礎になる文書であることも含め、内容の確認、周知を職員全員で行うことを検討されたい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>室内の温度や湿度などの明確な目安はないが、職員同士がコミュニケーションを取りながら換気をしたり、エアコンの温度調節をして環境を整えている。手製のパーテーションで絵本と玩具のコーナーを分けたり、遊びによってはフロアシートを敷いたり、食事と昼寝の空間を分けたり等、子どもが落ち着いて遊びや生活ができるよう工夫している。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の体調やモチベーション、相性等も考慮しながら、職員同士がフォローし合えるように意識して保育を行っている。そのため、子ども一人ひとりに向き合える時間的、精神的な余裕が持っている。子どもにとっても、その日の体調や気持ちに合わせて甘える先生、甘えない先生の役割も選択できるよう、意識して保育している。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣については、3歳未満児対象の保育園であることから、子どもの生活リズムや活動の動と静を大切にしながら、職員が主に生活援助をしている。保護者の意向や子ども一人ひとりの発達段階を職員全員で共有し、自分でしてみたい気持ちが出てきた子どもには、経験できる場を作って対応している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児から2歳児が1保育室で保育を受けているため、子ども一人ひとりが興味を持った玩具で遊べるように玩具の提供をしている。音楽に合わせてリトミックをしたり、散歩に出かけてザリガニやヌマエビ等の小動物に触れたりしながら、体を動かす活動も多く取り入れている。3歳未満児なりに、散歩で出会った近隣の方たちと挨拶を交わしたり、お喋りをしたりする姿も見られる。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの甘えたい先生との愛着関係を大切にしている。0歳児単独クラスではないため、1、2歳児が散歩に出かけたときに室内を思う存分歩けるようにしたり、別室で個別に関わる時間を設けたりと、工夫はしているものの、安全な場所の確保や発達に合わせたゆったりとした時間の確保には課題が残っている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>1歳児の探索活動は、同じ保育室内に0歳児と2歳児がいることで安全面への配慮が必要となり、やりたい気持ちが十分に発揮できない場面もみられる。戸外活動では、存分に動けるよう意識して関わっている。2歳児の自我の芽生えへの対応は、時間が許す限り職員が付き合っている。職員は、「やらせてあげたい気持ち」と「安全上やらせられない場面」との葛藤が続いている状況である。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当（3歳以上児の利用なし）		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 障害を持つ子どもに関しては、保護者を通して医療機関、療育施設と連携を取り、個別指導計画を基に保育をしている。他の子どもや保護者にとっては、ありのままのその子どもが受け入れられている。障害についての研修は、職員全員が受講している訳ではないため、研修受講者による園内での伝達研修を行い、障害児やインクルーシブ保育についての理解を深められたい。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉕ ・ b ・ c
<コメント> 1保育室での保育であり、順次登園し、順次降園するため、一日中同じ場所、同じメンバーでの遊びや生活で、遊びの提供の工夫が必要となっている。日中の保育同様、コーナーを分けたり、パーテーションを利用したりして、一人ひとりの子どもが穏やかに過ごせるよう工夫している。家庭での夕食への影響を考慮し、午後のおやつ以降は水分補給のみに留めている。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当（3歳以上児の利用なし）		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> 「衛生管理マニュアル」や「保健指導計画」が作成され、「個別管理票」や「母子手帳」のコピー、保護者からの毎日の情報、健康観察等により、子どもの健康状態を把握している。SIDS（乳幼児突然死症候群）予防のため、5分おきに睡眠時チェックを行っている。職員向けには掲示されているが、保護者への情報提供はなされておらず、保護者周知について再検討されたい。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 健康診断、歯科健診が行われ、結果は「保育日誌」に記録されている。全員が3歳未満児であるため、医療機関への要受診の結果は見受けられない。保護者へは口頭で結果を伝えている。「保健指導計画」が作成されているが、職員全員への周知がなされていない。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉘ ・ c
<コメント> アレルギー対応については、医師の診断書を基に保護者と園長が話し合い、詳細を調理員に伝えている。配膳時には別トレイと色つき食器を使用し、調理員と担当者が確認し、献立表と照らし合わせて提供している。救命救急講習を全職員が受講し、エピペンの使用も理解している。職員への「アレルギーガイドライン」の周知や、アレルギーについての保護者理解も進められたい。		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉙ ・ b ・ c
<コメント> 「食育計画」に基づき、月に1度食育の日が設けられ、野菜の匂いをかぐ、触る、プランターで栽培したジャガイモ掘り、すいか割り、さつま芋スタンプ等の活動も取り入れ、食材や給食メニューに興味を持てるようにしている。離乳食の進み具合を保護者に確認したり、保育園での喫食状況を伝えたりして保護者と連携を取っている。		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント> 落ち着いた環境で食事ができるよう、遊びや睡眠の場と分けている。献立は園長と調理員で立案し、子どもの様子に合わせて調理している。調理員が食後の片付けをすることを通して、子どもの食べ具合、好き嫌い、食材の大きさ等を把握して調理に活かしている。セタゼリーやハロウィンのかぼちゃプリン等、季節や行事での献立も多く取り入れられている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p><コメント> 登校園時での会話や「連絡帳」を通して、子どもの様子を保護者と情報共有し、職員間での共有に繋がっている。保育参観は1週間の日程を組み、全保護者が参加できるようにしている。個人懇談も行われ、保護者の意向を把握したり、相談を受けている。保育参観、個人懇談の内容は、「保育日誌」や「個人懇談記録」に残している。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<p><コメント> 日常的に保護者と情報交換を行い、情報共有や連携は取れている。1保育室での保育のため、毎日の会話、相談、意見等、話す内容により、保護者は相手を選んで声をかけている状況である。兄弟姉妹に関する相談についても対応し、系列事業所の紹介を行ったりしている。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 担当保育士が虐待を疑った場合の園内外への報告の流れはフローチャートに記載され、ミーティングで共有している。現在、虐待を疑われる子どもがいないため、知識を共有するに留まっている。マニュアルの周知、実際の場面で動くことができるような職員研修についても検討されたい。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 日々の保育の振り返りや年に1度の自己評価、合同研修内での話し合い等で、職員一人ひとりは保育の質の向上に向けた取組みを行っている。課題としては、個人の振り返りを職員全体の振り返りとするために集計・分析を行い、保育園全体の質の向上に繋げていくことが望まれる。</p>		